

石川県公報

平成30年2月23日
第13082号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出（厚生政策課）	1	○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出（同）	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出（同）	1	○救急病院の認定（地域医療推進室）	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（長寿社会課）	2	○土地改良区の役員退任公告（農業基盤課）	3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（同）	2	○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告（都市計画課）	3
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出（同）	2	○都市計画の変更案の縦覧公告（同）	4
○指定居宅介護支援事業者の事業の廃止の届出（同）	2	○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告（建築住宅課）	5
		○不在者投票を取り扱うことのできる施設の指定	5
		○石川県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日	5

告 示

石川県告示第60号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成30年2月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社たんぽぽ	大阪府大阪市西区江戸堀2丁目7-32 ネオアージュ土佐堀202号	サエラ薬局	鳳珠郡穴水町此木壱143番1	平成29年 12月31日

石川県告示第61号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成30年2月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社たんぽぽ	大阪府大阪市西区江戸堀2 丁目7-32 ネオアージュ 土佐堀202号	サエラ薬局	鳳珠郡穴水町此木壱143番 1	平成29年 12月31日

石川県告示第62号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成30年2月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者 の 名 称 又 は 氏 名	事業所の名称及び所在地	指 定 年 月 日	サービスの種類
1770300943	株式会社 サンウェルズ	アイテム小松 小松市日の出町3丁目302番地	平成30年 2月1日	福祉用具貸与
〃	〃	〃	〃	特定福祉用具販売

石川県告示第63号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年2月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス 事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年 月 日	サービスの種類
1770300943	株式会社 サンウェルズ	アイテム小松 小松市日の出町3丁目302番地	平成30年 2月1日	介護予防福祉用具 貸与
〃	〃	〃	〃	特定介護予防福祉 用具販売

石川県告示第64号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年2月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者 の 名 称 又 は 氏 名	事業所の名称及び所在地	廃止した サービス の 種 類	廃止の届出 を受理した 年 月 日
1770300620	株式会社 アイテム	アイテム小松 小松市日の出町3丁目302番地	福祉用具貸 与	平成29年 12月28日
〃	〃	〃	特定福祉用 具販売	〃

石川県告示第65号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年2月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1770700340	オレンジケア合同会社	オレンジケア羽咋 羽咋市中央町キ51-4	居宅介護支援	平成29年 12月22日

石川県告示第66号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年2月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1770300620	株式会社 アイテム	アイテム小松 小松市日の出町3丁目302番地	介護予防福祉用具貸与	平成29年 12月28日
〃	〃	〃	特定介護予防福祉用具販売	〃

石川県告示第67号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成30年2月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
市立輪島病院	輪島市山岸町は1番1地	平成30年2月1日	平成33年1月31日
整形外科米澤病院	金沢市京町1番30号	平成30年2月8日	平成33年2月7日

公 告

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年2月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

富来地区開拓パイロット事業土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
監 事	相 坂 勇	羽咋郡志賀町給分へ167	平成29年12月23日

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次の

とおり認可した。

平成30年2月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 組合の名称
野々市市西部中央土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
野々市市堀内三丁目10番地
- 3 設立認可の年月日
平成28年1月26日
- 4 変更認可の年月日
平成30年2月16日

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を平成30年2月23日から同年3月9日まで縦覧に供する。

平成30年2月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
輪島都市計画道路 3・4・2号小伊勢袖ヶ浜線	(1) 追加する区域 輪島市小伊勢町下房河原、中段町堂ノ下、中段町長口及び水守町中ノ瀬の各一部 (2) 削除する区域 輪島市小伊勢町正田坪、小伊勢町舞田及び小伊勢町上島田の各一部 (3) 変更する区域 輪島市小伊勢町大河原、水守町川フゴ、水守町タキシヤ及び釜屋谷町壺の各一部	石川県土木部都市計画課及び 輪島市建設部都市整備課
輪島都市計画道路 3・4・4号小伊勢稲舟線 (旧3・4・4号稲屋稲舟線)	(1) 追加する区域 輪島市小伊勢町下房河原、小伊勢町日隅、中段町堂ノ下、小伊勢町上島田、小伊勢町下島田、水守町向川原及び宅田町壺八の各一部 (2) 削除する区域 輪島市稲屋町壺、小伊勢町丸垣内、小伊勢町広田、小伊勢町蟹谷内、小伊勢町上山下、小伊勢町大蛇、小伊勢町下山下、小伊勢町舞田、宅田町式壺及び気勝平町の各一部 (3) 変更する区域 輪島市小伊勢町正田坪、小伊勢町東ノ腰、小伊勢町灰塚、宅田町壺九、宅田町式〇、宅田町式四、宅田町式五、宅田町式六、宅田町式七、宅田町式三、宅田町壺式、宅田町壺壺、宅田町九及び宅田町の各一部	石川県土木部都市計画課及び 輪島市建設部都市整備課

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成30年2月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
(2工区) 加賀市小菅波町130番12、130番13及び130番14	緑地 加賀市小菅波町130番13	加賀市幸町2丁目63番地 医療法人社団 長久会

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設として、次のとおり指定した。

平成30年2月23日

石川県選挙管理委員会

名 称	所 在 地
特別養護老人ホームサテライトあいおい	かほく市宇気イ51番地1

石川県選挙管理委員会告示第25号

平成30年3月11日執行予定の石川県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成30年2月23日

石川県選挙管理委員会

被登録資格の決定の基準日

平成30年3月1日（ただし、年齢については、平成30年3月11日）

